［略］	［同上］
2　［略］	2　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この命令は、令和四年四月一日から施行する。

○内閣府農林水産省令第七号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第四十四号）の一部の施行に伴い、及び中小漁業融資保証法施行令（昭和二十八年政令第十六号）第二条の規定に基づき、中小漁業融資保証法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和四年三月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄
農林水産大臣　金子原二郎

中小漁業融資保証法施行規則の一部を改正する命令

中小漁業融資保証法施行規則（昭和四十九年大蔵省農林省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（漁業の指定） **第一条**　中小漁業融資保証法施行令（昭和二十八年政令第十六号。以下「令」という。）第二条の主務省令で定める漁業は、次に掲げるものとする。 一～三　（略） 四　北太平洋さんま漁業（漁業許可省令第二条第十四号に掲げる漁業をいう。） （法第二十九条第三項の主務省令で定める方法） **第四条**　法第二十九条第三項の主務省令で定める方法は、第二条第二号に掲げる方法とする。 （保証業務に係る損失の処理） **第九条**　法第四十四条の二第一号から第三号までに掲げる業務に関する経理において決算上の不足金を生じたときは、法第四十四条第一項の準備金を取り崩してこれに充て、なお不足があるときは、同条第二項の規定による繰入金を取り崩してこれに充てることができる。 2　法第四十四条の二第一号から第三号までに掲げる業務に関する経理において前事業年度から繰り越された不足金があるときは、前項の繰入金を取り崩してこれに充てることができる。 （特定中小漁業者等に対する貸付けに必要な資金の供給の業務に係る剰余金の処分） **第十条**　法第四十四条の二第四号に掲げる業務に関する経理において決算上の剰余金を生じたときは、翌事業年度に繰り越すものとする。	（漁業の指定） **第一条**　中小漁業融資保証法施行令（昭和二十八年政令第十六号。以下「令」という。）第二条の主務省令で定める漁業は、次に掲げるものとする。 一～三　（略） （新設） （法第二十九条第三項の主務省令で定める方法） **第四条**　法第二十九条第三項の主務省令で定める方法は、第一条第二号に掲げる方法とする。 （保証業務に係る損失の処理） **第九条**　法第四十四条の二第一号及び第二号に掲げる業務に関する経理において決算上の不足金を生じたときは、法第四十四条第一項の準備金を取り崩してこれに充て、なお不足があるときは、同条第二項の規定による繰入金を取り崩してこれに充てることができる。 2　法第四十四条の二第一号及び第二号に掲げる業務に関する経理において前事業年度から繰り越された不足金があるときは、前項の繰入金を取り崩してこれに充てることができる。 （特定中小漁業者等に対する貸付けに必要な資金の供給の業務に係る剰余金の処分） **第十条**　法第四十四条の二第三号に掲げる業務に関する経理において決算上の剰余金を生じたときは、翌事業年度に繰り越すものとする。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。ただし、第九条及び第十条の改正規定は、令和四年四月一日から施行する。